

総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検対象事業選定の考え方について(意見聴取)

政府における行政事業レビューの取組については、「行政事業レビュー実施要領」(以下、「実施要領」という。)に示されているところですが、先般開催された、第10回行政改革推進会議での議論を受け、実施要領の一部が改正されました。

当該改正においては、外部性を強化するため、以下の事項などが盛り込まれました(下線部が新たに追加された主な事項)。

1. 「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組む。
2. 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、上記に掲げる外部有識者に期待される役割について外部有識者間で周知徹底されるようにする。
 - ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整
 - イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出
 - ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出。
3. 義務的 point 検対象事業以外の事業の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けるようにするに当たり、当該点検対象事業の選定を当該府省が選定する際は、客観性を向上させ、より効果的な点検が可能となるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行う。

これを受け、総務省においても、「総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領」を改正し、今年度から運用を始めています。

今回、上記3で示した「義務的 point 検対象事業以外の事業の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受ける事業」の選定の考え方について、別紙のとおり整理しました。

つきましては、本件に係る整理の考え方について、別途お示しする様式によりご意見を頂戴したいと存じますので、何卒よろしく願いいたします。

【別紙】

「総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領」(以下、「総務省における外部有識者点検実施要領」という。参考資料4を参照。)第3条第2項で示した事業選定の考え方

総務省における外部有識者点検実施要領第3条第2項では、「チームは、前項の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも五年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業(補正予算に計上された事業を含む。)の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めることとする」とされている。

また、この場合、特に

- ア 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関する事業
- イ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
- ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるもの

を重点的に選定し、その際、客観性を向上させ、より効果的な点検が可能となるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業に年ごとの偏りが生じないように選定を行うことが求められている。

一方、総務省では、今年度以降、所管する全ての政策(20 政策)について、2年又は3年ごとに政策評価書を作成することとしたことから(評価の実施サイクルは別表のとおり)、政策評価との連携強化を図る観点から、上記アに該当する事業から外部有識者点検対象事業を選定するに当たっては、本年度の政策評価書の作成対象政策に含まれる事業を点検対象とする(その際、短期間で複数回の点検対象とならないよう配慮する。)

以上を踏まえ、別途作成する事業単位整理票に基づき、点検対象事業をとりまとめの上、外部有識者への点検を求めることとする。

なお、今年度においては、次の6つの政策が政策評価書の作成対象となっている。

- | |
|------------------------------|
| I-3 行政評価等による行政制度・運営の改善(3年ごと) |
| II-4 分権型社会を担う地方税制度の構築(3年ごと) |
| V-1 情報通信技術の研究開発・標準化の推進(2年ごと) |
| V-2 情報通信技術高度利活用の推進(2年ごと) |
| V-5 電波利用料財源電波監視等の実施(3年ごと) |
| VII-1 一般戦災死没者追悼等の事業の推進(3年ごと) |

【別表】

総務省における政策評価実施サイクル

政策番号	政策名 (※網掛けは2年ごとに評価を実施する政策)	政策評価書作成年度（第4期総務省政策評価基本計画）			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
政策 1	I-1 国家公務員の人事管理の推進			○	
政策 2	I-2 適正な行政管理の実施			○	
政策 3	I-3 行政評価等による行政制度・運営の改善	○			○
政策 4	II-1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			○	
政策 5	II-2 地域振興（地域力創造）		○		○
政策 6	II-3 地方財源の確保と地方財政の健全化		○		
政策 7	II-4 分権型社会を担う地方税制度の構築	○			○
政策 8	III 選挙制度等の適切な運用			○	
政策 9	IV 電子政府・電子自治体の推進			○	
政策10	V-1 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	○		○	
政策11	V-2 情報通信技術高度利活用の推進	○		○	
政策12	V-3 放送分野における利用環境の整備		○		
政策13	V-4 情報通信技術利用環境の整備		○		
政策14	V-5 電波利用料財源電波監視等の実施	○			○
政策15	V-6 ICT分野における国際戦略の推進		○		
政策16	VII 郵政民営化の確実な推進			○	
政策17	VIII-1 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	○			○
政策18	VIII-2 恩給行政の推進		○		
政策19	VIII-3 公的統計の体系的な整備・提供			○	
政策20	VIII-4 消防防災体制の充実強化		○		○